

<経緯>

平成 16 年 3 月 19 日の建設時より猪苗代警察署の署長公舎車庫として使用している。

<指摘>

建設時の財産登録の区分誤りである。平成 22 年 8 月 2 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正したとのことだが、建物の取得時における財産区分の適切な管理が必要である。

(3) 行政財産

行政財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件、並びに視察対象物件を、以下のとおり記載する。

なお、記載の順序は、福島県行政機構図の部局の配列によっているものであり、問題の重要度との関連はない。また、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値である。

整理番号	行政財産 A16		
財産管理者	総務課		
財産名	ふくしま自治研修センター		
所在地	福島市荒井字地蔵原乙 15-1, 26-15B		
取得年月日	土地	平成元年 4 月 1 日	建物 平成元年 4 月 1 日、平成 3 年 12 月 6 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	53,486.12 m ² 988,188,000 円	建物 10,950.64 m ² 1,279,172,400 円 工作物 59 件 278,062,600 円
当初保有 目的	農業短期大学校(矢吹町に移転)の敷地として畜産試験場から所管換え。		
現況	県内地方公共団体職員を対象とする研修施設として使用している。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	今後も研修施設として継続して使用する。		
修繕等	建物の老朽化による修繕工事が必要となっている。 平成 21 年度実績額:42,720,000 円		
利用状況 (H21 年度)	研修受講者数:5,792 人/年(年間 6,000 人前後で推移している。)		
利用状況 (H20 年度)	研修受講者数:5,884 人/年		
コメント	工作物は、電気設備、空調設備、給排水設備等		



<経緯>

当初は農業短期大学の敷地として使用していたが、農業短期大学の矢吹町への移転により所管換えされ、その後、県内地方公共団体職員を対象とする宿泊研修施設を建設し、使用している。

なお、宿泊施設の平成 21 年度の稼働率（不稼働日の金曜～日曜、祝日、年末年始を除く）は、客室数で換算して 43.7%、収容人員数で換算して 21.9%だが、不稼働日を含めて計算すると客室数で換算して 22.3%、収容人員数で換算して 11.1%となる。

<意見>

当該施設は、県内の地方公共団体職員を対象とした研修施設であるため、平日のみの利用となっており、土日は閉鎖されている。ただし、グラウンド・体育館・及びテニスコートは土日のみ市民に無償貸出ししている。

総事業費 37 億 5 千万円をかけて整備した施設であることから、土曜日・日曜日等の利用を含め、公有財産の有効活用を図る必要がある。宿泊施設を除いた研修室や講堂等に関しては、住民のニーズを踏まえながら土曜日・日曜日等の住民利用の可否について今後検討が必要なものとする。

宿泊施設の稼働率は経緯に示したとおりであるが、民間の感覚でいえば、設備を保有する限り、その投資額を回収するために稼働率を少しでも上げようとするはずである。公共施設であれば稼働させても収入が増えるわけではないが、施設を保有する上では有効活用を図るべきであり、稼働率を上昇させるために最善の努力をすべきである。

整理番号	行政財産 A2		
財産管理者	施設管理課		
財産名	荒町駐車場		
所在地	福島市荒町 62-2		
取得年月日	土地	昭和 27 年 3 月 1 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22 年度)	土地	1,532.07 m ² 115,020,100 円	建物 該当なし 工作物 5 件 579,200 円
当初保有目的	公用車駐車場のため購入した(当初所管:総務部管財課)。		
現況	土地:公用車駐車場として使用。工作物:駐車場維持管理のため使用。 アスファルト舗装、守衛が施錠・開錠。 駐車可能台数 73 台、H22.7.29 現状 23 台となった。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	公用車駐車場として今後も継続した使用を見込んでいる。 今後、耐震改修工事(本庁舎)を行う際の代替駐車場用地等として確保しておく必要がある。		
修繕等	今後も公用車駐車場として利用が予定されており、修繕等は必要。		
利用状況 (H21 年度)	60 台	最大の台数。 平成 22 年 3 月に東分庁舎 2 号館を解体し、公用車約 40 台を移動した結果として、当該駐車場の利用台数減となった。	
利用状況 (H20 年度)	60 台		

<経緯>

当初は公用車駐車場のため購入したが、平成 22 年 3 月に東分庁舎 2 号館を解体したため、当該更地を公用車 40 台の駐車場とした。この結果、現状の駐車場利用台数は大幅に減少している。今後本庁舎の耐震改修工事を予定しており、当該工事期間中の代替駐車場用地等として確保しておく必要がある。

<意見等>

現状は 73 台の駐車可能台数に対して 23 台しか駐車していない。今後本庁舎改修予定があるとのことなので現状はやむを得ないが、庁舎改修後の利用計画を明確にし、利用見込みがないのであれば売却処分を含めて検討する必要がある。

整理番号	行政財産 A54					
財産管理者	企画調整課					
財産名	文化センター(文化会館・歴史資料館等)					
所在地	福島市春日町 81-1					
取得年月日	土地	平成 20 年 4 月 1 日	建物	平成 20 年 4 月 1 日		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	20,592.47 m ² 1,576,351,300 円	建物	12,405.07 m ² 653,981,400 円	工作物	63 件 179,334,000 円
当初保有 目的	文化センター建設のため取得。 当初所管は、教育庁。					
現況	文化センターとして利用。なお、管理運営については、指定管理者である(財)福島県文化振興事業団が行っている。					
貸付先	該当なし					
月額賃料	該当なし					
今後の見込み	引続き、文化センターとして利用。					
修繕等	<small>しゅんこう</small> 竣工から 40 年を経過しており、各施設・設備において老朽化が著しく、予算措置に応じて修繕対応。 メインホール壁面改修工事:3,308 千円、構内ベンチ等改修工事:6,877 千円、大ホール迫り上げ設備改修工事:33,191 千円、楽屋棟屋上防水改修工事:13,766 千円、空調設備改修工事:37,530 千円他。					
利用状況 (H21 年度)	利用者数:316,534 人					
利用状況 (H20 年度)	利用者数:308,649 人					
コメント	工作物は、駐車場、電気設備等					

<経緯>

文化センター建設のため用地取得し、建物は昭和 45 年に完成しており、以後文化センターとして利用している。管理運営については、指定管理者である・福島県文化振興事業団が行っている。

しゅんこう
竣工から 40 年を経過しており、各施設・設備において老朽化が著しく、予算措置に応じて修繕対応している。中央棟は耐震度が C 判定、ホールは B 判定であり、中央棟は平成 23 年度から 5 年以内に耐震工事を行う予定である。

<意見>

建物の老朽化は著しいが、今後も長期にわたり使用を継続するのであれば、効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期的な修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

整理番号	行政財産 A58
財産管理者	企画調整課
財産名	奥の細道自然歩道

整理番号	行政財産 A58					
所在地	二本松市太田字川口 204-16 外					
取得年月日	土地	平成 20 年 4 月 1 日	建物	平成 20 年 4 月 1 日		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	28,866.58 m ² 522,000 円	建物	54.00 m ² 825,200 円	工作物	8 件 296,800 円
当初保有 目的	「奥の細道自然歩道」として整備及び設置。 当初所管は、生活環境部。					
現況	市町村に管理を委託している。 ただし、委託料は無償。					
貸付先	該当なし					
月額賃料	該当なし					
今後の見込み	施設等については、老朽化による汚損、破損が見にくいものから順次撤去していく。					
修繕等	修繕等を行わず、順次撤去していく。 現時点では撤去計画なく、予算化されていない。					
利用状況 (H21 年度)	「奥の細道自然歩道」として利用。					
利用状況 (H20 年度)	「奥の細道自然歩道」として利用。					
コメント	工作物は、 ^{あずまや} 東屋及び案内板。					

<経緯>

「奥の細道自然歩道」として整備及び設置したものであり、施設の管理は市町村に委託している。建物は公衆トイレであり、工作物は^{あずまや}東屋3件と案内板5件である。これらの施設の今後の取扱いに関しては、老朽化による汚損、破損がひどいものから順次撤去していく方針である。

<意見>

撤去方針ということであるが具体的な撤去計画はなく、撤去費用の予算化も策定されていない。現状において撤去すべき対象物を特定するとともに、撤去時期を定めて計画的な処理を行うべきである。

整理番号	行政財産 A34					
財産管理者	消防防災航空センター					
財産名	消防防災航空センター					
所在地	石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢 97-8					
取得年月日	土地	該当なし	建物	平成 13 年 11 月 15 日		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物	2,003.76 m ² 345,503,200 円	工作物	24 件 125,337,600 円
当初保有 目的	消防防災航空センター庁舎として新築。 土地は県有地であり、土木部所管。					

整理番号	行政財産 A34
現況	当初から変更なし。
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	消防防災航空センター庁舎として使用し、消防防災ヘリコプターの運航基地として重要な役割を果たしており、消防防災ヘリコプターが存在する限り継続使用する。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	消防防災ヘリコプターの運航基地として使用している。
利用状況 (H20 年度)	消防防災ヘリコプターの運航基地として使用している。
コメント	消防防災ヘリコプターは 1 機のみ、アメリカ製で帳簿価額 750 百万円、メンテナンス代 30 百万円程度



<経緯>

消防防災航空センター庁舎として新築し、消防防災ヘリコプター運航基地として運用している。

<現場視察の結果>

ヘリコプターは、利用時間が 5,000 時間になると数ヶ月に渡る大規模な点検が必要となる。現在 4,100 時間利用しており、今年度中には点検が必要になる。今後はヘリコプター研修場としての利用向上を検討しているが、現状では利活用や管理方法に関して特に問題ないものと考えられる。

整理番号	行政財産 A59			
財産管理者	生活環境総務課			
財産名	男女共生センター			
所在地	二本松市郭内 1-196-1			
取得年月日	土地	平成 10 年 6 月 30 日	建物	平成 12 年 11 月 14 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	16,150.17 m ² 726,552,900 円	建物	7,250.90 m ² 1,981,110,300 円
			工作物	17 件 67,144,300 円

整理番号	行政財産 A59
当初保有 目的	男女共生センターとして新築。 ホール、研修、宿泊施設として利用。
現況	当初から使用目的変更なし。
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	現在、指定管理者制度により施設の管理・運営を委託しており、今後も同様の予定である。 委託先は、(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
修繕等	歩道修繕:27万円、テラス柱修繕:76万円、冷温水発生機抽気ポンプ交換:60万円
利用状況 (H21年度)	施設来場者数:91,905人 宿泊施設は、合計22室・50名の利用が可能で、平成21年度の稼働率は38.0%
利用状況 (H20年度)	施設来場者数:86,046人
コメント	工作物は、案内板等。



<経緯>

男女共生センターとして平成10年に土地を取得し、建物は平成12年に完成し、以後、ホール、研修、宿泊施設として利用している。現在、指定管理者制度により施設の管理・運営を委託しており、委託先は・福島県青少年育成・男女共生推進機構である。

<意見>

平成 21 年度のホール及び研修室の利用率は全館平均で 63.6%であり、まずまずの水準である。しかし、同期間の宿泊室の稼働率は 38.0%であり、休館により宿泊できない休館前日と当日(日、月曜日)を分母に含めた場合の稼働率は 26.6%である。

宿泊室は 22 室あり、施設全体における重要度も認められることから、施設の有効活用という観点から言えば、稼働率を上げて増収を図るべきである。そのためには、施設の PR の他、施設全体が休館であっても宿泊は常時受け入れるなどの柔軟な対応が必要と考える。なお、施設休館日にも宿泊を受け入れるためには、指定管理者側での勤務体制の変更も求められる。

また、休館前日は開館時間が午後 5 時までとなっており、日曜夜は午後 5 時閉館というのも、利用者の利便性を考えれば再考の余地があると考ええる。

整理番号	行政財産 A70		
財産管理者	保健福祉総務課		
財産名	太陽の国塵埃焼却場		
所在地	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 122-1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 51 年 3 月 25 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 95.06 m ² 2,697,500 円 工作物 6 件 4,735,400 円
当初保有 目的	太陽の国塵埃焼却場(焼却場機械室)として新築。		
現況	平成初めに撤去した。(財産台帳からの削除漏れ) 定期的な台帳の棚卸しはしていない。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	該当なし		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	使用実績なし		
利用状況 (H20 年度)	使用実績なし		
コメント	工作物(焼却炉、煙突、電気設備、給排水設備、油ブローア設備、困障等)もすべて撤去し、現在は更地。		

<経緯>

平成初めに撤去済みの物件である。

<指摘>

既に撤去済みの物件の台帳上の除却処理が遅れていたものであり、撤去時期も明確ではない。平成初めに撤去したとすれば 20 年程度は経過していることになるが、定期的な棚卸しを義務付

けるなど、台帳管理の在り方をもう一度見直し、今後はこのような処理洩れがないようにすべきである。

整理番号	行政財産 A83、普通財産 A8		
財産管理者	保健福祉総務課		
財産名	浪江救護院		
所在地	双葉郡浪江町大字室原字仲沢 15-1		
取得年月日	土地	昭和 46 年 2 月 23 日	建物 平成 2 年 12 月 27 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	13,173.64 m ² 71,585,500 円	建物 71.72 m ² 8,239,900 円 工作物 16 件 19,918,600 円
当初保有 目的	土地は、救護施設・浪江救護院用地として浪江町より寄附受納。 建物は、浪江救護院の給水施設、取水ポンプ舎、倉庫、ポンプ室等として新築。		
現況	浪江救護院は名称を浪江ひまわり荘に改め移転、新築しており、浪江救護院本体建物は平成 9 年度に取壊し済み。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	県での利用計画はなく土地売却に向け、平成 22 年度に建物の解体工事を行う。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	該当なし		
利用状況 (H20 年度)	該当なし		
コメント	工作物は、給水設備、電気設備、浄水ユニット設備等		





<経緯>

土地は、救護施設・浪江救護院用地として浪江町より寄附受納したものである。浪江町救護院の建物は移転新築に伴い平成9年に取壊し済みであり、現存する建物は浪江救護院の給水施設（取水ポンプ舎、倉庫、ポンプ室等）として平成2年に建築されたものである。

なお、給水施設の廃棄を見送っていたのは、当該物件は厚生省（当時）の補助事業として取得したものであり、10年以内に廃棄処理すると補助金返還のおそれがあったためとのことである。

<意見>

現場視察した結果、当該物件の所在地は国道114号から側道に入った山間部にあり、傾斜地であり背後は山林である。県としての有効な利活用の可能性はないことから、建物の撤去後は早期売却を図るべきである。なお、立地条件から売却が難航するのであれば、浪江町への無償譲渡等も検討すべきである。

整理番号	行政財産 A89		
財産管理者	会津児童相談所		
財産名	会津児童相談所		
所在地	会津若松市花春町 48、会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3		
取得年月日	土地 昭和 36 年 6 月 1 日(花春町)、 平成 18 年 2 月 8 日(一箕町)	建物 平成 18 年 3 月 23 日	
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 8,051.65 m ² 369,709,300 円	建物 987.90 m ² 164,106,300 円	工作物 23 件 64,750,500 円
当初保有 目的	会津児童相談所設置のため取得。 花春町から一箕町へ移転するため、平成 18 年に会津大学から所管換えした。		
現況	花春町の建物・工作物は平成 19 年 3 月 29 日に撤去し、更地となっている。 一箕町については、会津児童相談所として利用。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	花春町の土地について、今後の方針を保健福祉総務課に確認している。 一箕町については、会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。		
修繕等	該当なし		

整理番号	行政財産 A89
利用状況 (H21 年度)	会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。
利用状況 (H20 年度)	会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。
コメント	工作物は、舗床、囲障、電気設備、衛生設備。



<経緯>

花春町の土地は昭和 36 年に会津児童相談所設置のために建物とともに取得したものであり、建物・工作物は平成 19 年 3 月に撤去しており更地となっている。一箕町の土地建物は会津児童相談所が花春町から一箕町へ移転したことに伴い、平成 18 年に会津大学から所管換えしたものである。

<指摘>

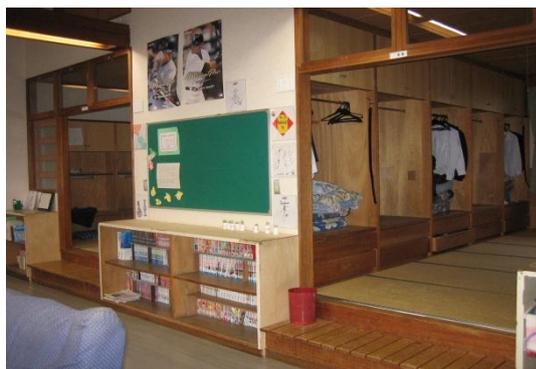
既に平成 19 年 3 月に撤去済みの花春町の旧児童相談所建物 574.63 m²、27,266,900 円が、公有財産台帳において廃棄処理されていなかった。定期的な棚卸しを義務付けるなど、台帳管理の在り方をもう一度見直し、今後はこのような処理洩れがないようにすべきである。

<意見>

花春町の土地については現場視察したが、当該土地は公道に面していない。このため、第三者への売却は困難であるが、公道に面している会津若松市の保育所の隣接地であることから、会津若松市への譲渡を基本として早期処分を図るべきである。

整理番号	行政財産 A93		
財産管理者	福島学園		
財産名	福島学園		
所在地	須賀川市森宿字中新田 128		
取得年月日	土地	平成 5 年 7 月 16 日	建物 平成 6 年 12 月 21 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	36,509.70 m ²	建物 106 件
		415,060,500 円	工作物 108,550,300 円
		3,475.22 m ²	
		356,132,700 円	

整理番号	行政財産 A93
当初保有 目的	児童自立支援施設敷地として購入。 寮の定員は当初 75 名(1 部屋 5 名×15 室)だったが、平成 7 年に定員 50 名に変更した。
現況	当初から使用目的変更なし。
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	今後も継続した使用を見込んでいる。
修繕等	老朽化により建物・設備等の修繕が必要になってきている。 直近 3 年間の年間修繕費平均: 1,300 千円)
利用状況 (H21 年度)	1 日平均措置児童数: 17 名(月初日措置人員の平均)、定員は 22 名
利用状況 (H20 年度)	1 日平均措置児童数: 20 名(月初日措置人員の平均)、定員は 20 名
コメント	工作物は、駐車場、給排水設備、電気設備等。



<経緯>

児童自立支援施設として、昭和 31 年 6 月に相馬市から現在地に移転した。寮は昭和 59 年築であり、本館及び体育館は平成 6 年に新築されている。寮の定員は当初 75 名(1 部屋 5 名×15 室)だったが、平成 7 年に定員 50 名に変更した。

<意見>

現場視察したところ、寮の一部には現在使用していない居室が 4 室あった。定員 50 名に対して最近 5 年間(平成 17 年度～21 年度)の平均入所児童数は 17.3 名であり、暫定定員は 22 名(平

成 21 年度) としている。寮の建物は築 26 年を経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の入所児童数に見合った規模での維持修繕とすべきである。

整理番号	行政財産 A94		
財産管理者	郡山光風学園		
財産名	郡山光風学園		
所在地	郡山市大槻町字西ノ宮西 6-2		
取得年月日	土地	昭和 49 年 8 月 31 日	建物 昭和 49 年 6 月 30 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	3,319.03 m ² 152,495,800 円	建物 2,143.87 m ² 85,465,500 円 工作物 43 件 52,638,100 円
当初保有 目的	高等学校(安積高校大槻分校)敷地として購入(当初所管は教育庁)		
現況	昭和 49 年より郡山光風学園敷地(土地)及び園舎(建物)として使用している。(なお、平成 20 年 9 月より建物の一部(500 m ² 程度)は、県中児童相談所一時保護所が使用している。)また、土地については、昭和 49 年 8 月 31 日に厚生部社会課より所管換えしている。 ※敷地の一部を公共事業用敷地(電柱敷)として使用させている。		
貸付先	※NTT 東日本及び東北電力㈱		
月額賃料	※年額 4,500 円(1,500 円×3 本)		
今後の見込み	土地、建物ともに郡山光風学園用として継続した使用を見込んでいる。		
修繕等	当該地区は公共下水道が、平成 22 年 4 月 1 日から供用開始されたため、下水道への接続工事が必要となる。(概算額 10,000 千円) 更に、建物・設備の老朽化による修繕工事が必要な状況となっている。 (直近 3 年間の修繕費用の平均:約 580 万円) 平成 21 年度に外壁改修(11 百万円)を行い、耐震工事は不要。		
利用状況 (H21 年度)	学園在籍者 9 名 日中一時利用者 延べ 106 人回(郡山光風学園による学童預かり) 一時保護所入所者 延べ 1,792 人日(県中児童相談所一時保護所による児童預かり) なお、郡山光風学園の定員は 20 名(以前は定員 110 名)		
利用状況 (H20 年度)	学園在籍者 9 名 日中一時利用者 延べ 131 人回 短期入所者 延べ 28 人日 一時保護所入所者 延べ 966 人日(県中児童相談所一時保護所が平成 20 年 9 月から開始)		
コメント	工作物は、電気設備、暖房設備、給湯設備、合併浄化槽、消火設備など		

<経緯>

安積高校大槻分校の敷地として購入使用していたが、昭和 49 年より郡山光風学園敷地(土地)及び園舎(建物)として使用している。また、平成 20 年 9 月より建物の一部(500 m²程度)は、県中児童相談所一時保護所が使用している。

<意見>

建物が2棟あり、児童相談所一時保護所として使用している部分を除いても1,500㎡を超えるスペースがあるが、郡山光風学園の最近2年間（平成20年度～21年度）の在籍者数は9名である。建物は築40年以上経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の在籍者数及び日中一時利用者、一時保護所入所者の利用状況に見合った規模での維持修繕とすべきである。

整理番号	行政財産 A114、行政財産 B4、行政財産 B24			
財産管理者	農林総務課			
財産名	県民の森、鳥獣保護センター			
所在地	安達郡大玉村玉井字長久保 65			
取得年月日	土地	平成 8 年 3 月 19 日	建物	複数あるため記載なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	864,097.48 ㎡ 59,881,800 円	建物	6,201.90 ㎡ 1,006,600,300 円
当初保有 目的	森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供することにより、自然との共生に関する理解の向上に資する。			
現況	昭和 47 年に「福島県県民の森」として開園し、県北農林事務所管理のもと大玉村で委託を受け管理を行ってきたが、平成 9 年度「財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団」が設立され、その後、県北農林事務所から農林総務課へ所管換えし、また、管理は財団で行い、更に、地方自治法の改正により平成 18 年度からは「公の施設の指定管理者制度への移行」に伴い、財団が指定管理者として指定され、県民の森の管理運営を行っている。			
貸付先	東日本電信電話㈱福島支店			
月額賃料	90,750 円/年			
今後の見込み	当面は、委託により継続して管理運営を行う。			
修繕等	施設の老朽化が進み、ビジターセンター(管理棟)の屋根及び温泉ポンプの更新が必要である。 修繕費用:70,000 千円			
利用状況 (H21 年度)	年間利用者数:201,031 人			
利用状況 (H20 年度)	年間利用者数:208,953 人			
コメント	工作物は、電気設備や給水設備、給湯設備等			

<経緯>

自然の大切さを学ぶとともに保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上に資することを目的として、昭和 47 年に「福島県県民の森」として開園した。県北農林事務所管理のもと大玉村で委託を受け管理を行ってきたが、現在は財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が指定管理者として指定され、県民の森の管理運営を行っている。

<意見>

年間利用者数は20万人だが、コテージ及び常設トレーラーの宿泊施設の平成20～21年度の年間延べ宿泊者数は12,600～12,700人である。計画時利用見込み14,280人に対しては88%程度となる。平成21年度のコテージ・トレーラーハウスの合計稼働率は22.3%となっている。閑散期の稼働率が低いことから、稼働率を上昇させるためのさらなる工夫が必要と考えられる。

整理番号	行政財産 B9、普通財産 A36			
財産管理者	農業総合センター			
財産名	畜産研究所沼尻分場			
所在地	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字日影山乙 3696			
取得年月日	土地	昭和 43 年 5 月 27 日	建物	昭和 43 年 12 月 3 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	2,397,290.00 m ² 457,658,800 円	建物	171.70 m ² 2,067,700 円
当初保有 目的	土地・・・採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地 建物・・・寄宿舍、寮			
現況	土地・・・採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地 建物・・・寄宿舍、寮であったが老朽化が激しく、利用者もいないため、現在は管理建物として管理している。			

<経緯>

土地は採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されており、建物は寄宿舍、寮であったが、老朽化が激しく、利用者もいないため、現在は管理建物として管理している。

<意見>

土地は採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されているが、建物は築40年以上経過しており老朽化が激しく利用者もいないとのことである。今後の使用見込みも低いことから、早急に撤去することが望ましい。

整理番号	行政財産 B12、普通財産 A38、普通財産 B15			
財産管理者	林業研究センター			
財産名	林業研究センター			
所在地	郡山市安積町成田西島坂 1			
取得年月日	土地	昭和 42 年 2 月 20 日	建物	昭和 44 年 8 月 11 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	1,031,179.54 m ² 328,164,450 円	建物	220.72 m ² 2,472,800 円
当初保有 目的	森林・林業に関する試験研究・技術開発			
現況	当初保有目的のとおり			

<経緯>

行政財産としている土地は森林・林業の試験研究・技術開発用地として使用しているが、普通財産の一部の埴町大字台宿の土地 2,751 m²、825,300 円は用途廃止している。職員公舎は 5 棟であり、うち 1 棟は使用中。

<意見>

用途廃止した埴町大字台宿の土地に関しては、県での今後の使用見込みがないのであれば、畑地としての貸付けなどの利活用や早期処分を図るべきである。

整理番号	行政財産 A119			
財産管理者	県南建設事務所			
財産名	県南建設事務所(砂防環境整備事業用地)			
所在地	西白河郡西郷村小田倉字上上野原 2-2E 外			
取得年月日	土地	平成 11 年 4 月 9 日	建物	該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	14,660.22 m ² 93,919,200 円	建物	該当なし
当初保有 目的	砂防環境整備事業用地。 土地は、平成 11 年に医務福祉課から所管換え。			
現況	砂防環境整備事業用地(宅地)として利用している。			
貸付先	該当なし			
月額賃料	該当なし			

<経緯>

砂防環境整備事業用地として取得したが現況は公園になっている。

<指摘>

地目を宅地として平成 21 年度の評価額を 249,892,200 円 (17,045 円/m²) としていたが、平成 22 年度の評価額は上表のとおり 93,919,200 円 (6,406 円/m²) と約 1/3 まで評価を引き下げている。

修正前評価額には造成費等が含まれていたとのことだが、福島県の「公有財産評価替え要領」によれば宅地の評価は土地課税台帳等に登録された近傍類似地の単価に時価倍率 (1.43) を乗じた価額とされており、平成 21 年度の評価額はこの基準に従っていない。公有財産の評価額決定に係る手続を再検証し、今後は適正な評価が行われるようにする必要がある。

整理番号	行政財産 A10			
財産管理者	喜多方建設事務所			
財産名	喜多方合同庁舎			
所在地	喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3、6-4			
取得年月日	土地	昭和 62 年 3 月 31 日	建物	昭和 53 年 9 月 26 日

整理番号	行政財産 A10		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 16,159.44 m ² 442,217,700 円	建物 4,466.72 m ² 203,353,200 円	工作物 55,190,200 円
当初保有 目的	庁舎敷地並びに庁舎、試験研究棟、車庫、機械室及び倉庫 平成 10 年 4 月 1 日 医務福祉課から所管換え		
現況	庁舎敷地並びに庁舎、試験研究棟、車庫、機械室及び倉庫		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
コメント	6-3 14,574.57 m ² 、6-4 1,584.87 m ² 平成 12 年 1 月 21 日増築 電気設備、衛生設備、消火設備、ガス設備、排水設備、暖房設備、給水設備、冷房設備、昇降機設備、下水設備、焼却炉、諸標、自転車等置場、貯槽、囲障、土留設備、舗床、煙突、換気設備		



<経緯>

本庁舎は昭和 53 年築、分庁舎は昭和 51 年築で平成 9 年に保険事務所移転により、平成 10 年 4 月 1 日より所管換えしている。

<現場視察の結果>

本庁舎は全室使用、分庁舎 1 階は倉庫、2 階は会議室として入札等にも利用している。境界杭など確認したが、特に問題ないものとする。

整理番号	行政財産 A120、行政財産 A121、行政財産 B29、行政財産 B30		
財産管理者	福島空港事務所		
財産名	福島空港、拡張予定地、空港附帯施設		
所在地	須賀川市狸森字広平 1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 複数あるため記載なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	3,369,624.45 m ² 7,563,145,900 円	建物 2,890.03 m ² 425,882,100 円
			工作物 5 件 12,939,310,000 円
当初保有 目的	福島空港及び拡張予定地として取得。		
現況	福島空港として利用。拡張予定地は未利用。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	【平成 22 年度需要予測】 旅客需要:1,580,400 人/年 計画便数:36 便/日(13,140 便/年、1 年 365 日換算) 【平成 26 年度目標】 利用者数:300,000 人以上		
修繕等	直近 3 年間の修繕費用の平均:15,290,151 円		
利用状況 (H21 年度)	利用者数:283,014 人、便数:5,538 便		
利用状況 (H20 年度)	利用者数:427,769 人、便数:6,164 便		
コメント	工作物は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、標準式進入灯、進入灯台		



<経緯>

工作物は上表のとおり滑走路及び空港附帯施設である。建物は空港ビル本体を除く管理施設等である。

<意見>

行政財産 A120 の工作物 2 件の評価額は 12,901,683,300 円であり、その内訳は以下のとおりである。財産管理課が管理する公有財産表の金額は、購入価額が判明しているものは買入金額（取

得価額)で記載されており、上記の金額は土地従物 12,782,065,500 円及び建物従物 119,617,800 円に分かれている。その他、A121 の工作物は 3 件あり、37,626,700 円である。

これらの工作物の内訳は上表のとおり、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、進入灯などと多岐にわたる。しかし、現在の公有財産表では A120 は土地従物 1 件 12,782 百万円及び建物従物 1 件 119 百万円、A121 は 3 件 37 百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度ごとの増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設ごとの取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。

空港設備は特定事業用財産に該当することから、現行の県の規則等では個別財産ごとの台帳整備は求められていない。このため、個別物件ごとの管理台帳が作成されていなかったものである。しかし、このような状況は、129 億円の投資を要した施設の資産管理としては甚だ不十分なものであったと考える。

福島県の「県有財産台帳調製要領」の「第 6 5 工作物(4)」においては、「原則として、工作物 1 個(名称ごと)につき一覧に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする」とあり、同一種類のものでも取得時期が異なれば別に記載される。また、県有財産台帳には耐用年数も記載されることから、耐用年数別の記載が必要となる。従来、空港設備に関しては、特定事業用財産に該当するという理由により、取得価額の区分も耐用年数の判定も行われていなかったというのが実情である。

なお、県では現在、「総務省方式改訂モデル」による評価替えのため、原価の内訳を調査中とのことである。新方式では貸借対照表の作成が求められ、減価償却も実施する必要がある。更に、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港附帯設備の取得年月、取得価額、耐用年数等に関して、十分な調査検討が必要と考える。

整理番号	行政財産 A51		
財産管理者	福島空港事務所		
財産名	福島空港公園		
所在地	石川郡玉川村北須釜字懸金沢 67		
取得年月日	土地	平成 21 年 11 月 13 日	建物 平成 16 年 4 月 1 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	2,596,483.93 m ² 5,280,164,000 円	建物 1,350.23 m ² 490,274,500 円 工作物 285 件 3,069,935,100 円
当初保有 目的	公園用地として取得。		
現況	公園として利用。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	引続き、公園として利用する。 なお、当初公園整備を更に実施する計画となっていたが、計画見直し中のため整備は中断している。		
修繕等	該当なし		
利用状況	利用者: 471,253 人		

整理番号	行政財産 A51
(H21 年度)	なお、利用者の測定はスポーツ施設等の利用者及び駐車場への駐車台数等から概算で算出しているものであり、正確に利用者数をカウントしているものではない。
利用状況 (H20 年度)	利用者: 469,838 人
コメント	公園用地として、緑のスポーツエリア、エアフロントエリア、地球科学エリアに分かれている。



<経緯>

福島空港の建設時に設置した公園関連の固定資産である。現在供用されているのは、空港東側のエアフロントエリア（公園）、北西側の緑のスポーツエリア（多目的運動広場・テニスコート、フットサルコート等）、そして南西側の地球科学エリア（野外活動広場、お花見広場）である。

<意見>

空港東側のエアフロントエリアの公園は、ほぼ当初の計画とおりの施設となっているが、緑のスポーツエリア及び地球科学エリアは大幅に施設の規模・内容を縮小して供用している。また、当初計画されていた空港西側のフラワーアーケードエリアは、現在供用されていない。

空港公園は平成 22 年 3 月 31 日現在で土地 5,280 百万円、建物 490 百万円、工作物 3,069 百万円、総額 88.4 億円の評価額である。この公園は、20 年以上前の昭和 62 年に都市計画決定、そして整備を開始し、その後の平成 6 年には、福島空港の拡張計画に伴い、公園計画の見直しとなされ整備が進められ、平成 15 年度から新たな整備を休止している。平成 21 年度より、福島空港公園整備計画の見直しを進めており、平成 22 年度中に取りまとめ予定とのことであるが、現在の県の財政状況からすると、更に多額の費用をつぎ込んでこの公園の整備を進めることには疑問がある。

当初の計画では、「緑のスポーツエリア」には多目的ドーム、温水プール、陸上競技場、ジェットコースター等、「フラワーアーケードエリア」にはホテル、野外劇場、常設イベント広場等、地球科学エリアには地球未来科学館、サイクルモノレール等の設置が予定されていた。今回の計画見直しにおいては、これらの施設の設置の必要性を十分に検討した上、必要性が高い場合を除き、廃止、縮小する方向が望ましいものとする。

また、当初計画に含まれていたホテルやジェットコースターやサイクルモノレールなどを設置することは、郡山市や那須町（栃木県）などに大規模な遊園施設があることから、疑問がある。更に、スーパースライダー、バギーサーキット、BMX コースなどの施設や、多目的ドーム、クアハウス・温水プール・トレーニングセンター、野球場、陸上競技場等のスポーツ施設は、他の公営施設の設置状況と比較して必要性を十分に検討すべきとする。

なお、いわゆる箱物の施設に関しては、建設時に国庫負担がある（県の負担額が少ない）ことを理由に決定するのではなく、建設後のメンテナンスコストも十分考慮した上で決定すべきものとする。

整理番号	行政財産 A123		
財産管理者	財務課		
財産名	埋蔵文化財保管施設		
所在地	福島市渡利字北ノ内 28-1		
取得年月日	土地	平成 11 年 8 月 26 日	建物 平成 11 年 8 月 26 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 2,014.00 m ² 126,859,100 円	建物 1,853.12 m ² 124,710,600 円	工作物 7 件 8,560,600 円
当初保有 目的	平成 10 年 7 月 7 日に日本赤十字社福島県支部及び福島県赤十字血液センター移転に伴い、埋蔵文化財保管施設として譲与受けした。		
現況	埋蔵文化財保管施設として、福島県文化財センター白河館(まほろん)への搬送前の物件を保管しており、一時保管するとともに劣化防止の処置を行っている。		
貸付先	①福島市(道路照明灯) ②県社会福祉協議会(案内板設置)		
月額賃料	無償貸付け		
今後の見込み	埋蔵文化財保管施設として、今後も継続した使用を見込んでいる。		
修繕等	建物の老朽化による修繕工事(照明器具、保管用エアコン修繕等)が必要な状況となっている。 直近 2 年間の修繕費用の平均:約 20 万円		
利用状況 (H21 年度)	資料整理搬送 822 箱、データベース構築 8,568 件、劣化防止 13,720 点 (財)福島県文化振興事業団職員 3 名配置 ただし、3 階は遊休状態にある。		
利用状況 (H20 年度)	資料整理搬送 450 箱、データベース構築 8,616 件、劣化防止 13,845 点 (財)福島県文化振興事業団職員 3 名配置		



<経緯>

平成10年7月7日に日本赤十字社福島県支部及び福島県赤十字血液センターの移転に伴い、埋蔵文化財保管施設として譲与を受けたものである。現在は福島県文化財センター白河館（まほろん）への搬送前に文化財の保管のための劣化防止処理の作業場及び一時保管場所として利用している。

<意見>

建物は昭和46年築で老朽化が進んでおり、現在3階は危険なため使用禁止となっている。埋蔵文化財の最終保管場所は平成12年に建設された白河市に所在する福島県文化財センター白河館（まほろん）であることから、今後は、文化財の搬送や人員移動にかかる経費及び老朽化した建物にかかる維持・修繕経費と、白河館の敷地内又は近隣地に同様の施設を設置する場合の経費を比較し、安全性とコストを十分に検討した上で、より望ましい方法を選択すべきと考える。

なお、当物件の所在場所は県庁から1km程度の福島市の中心部に位置しており、更地であれば売却可能性は高いものと認められる。また、県立福島南高校の隣接地であるため、高校用地としての利用も考えられる。

整理番号	行政財産 A125			
財産管理者	財務課			
財産名	ふくしま海洋科学館			
所在地	いわき市小名浜下神白字松下 13-2			
取得年月日	土地	該当なし	建物	該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物	該当なし
			工作物	9件 11,895,300円
当初保有目的	ふくしま海洋科学館のろ過送水のための設備として購入した。			

整理番号	行政財産 A125
現況	企画調整部へ平成 20 年度所管換えをしているものであるが、その際の電算処理上で反映していなかったもの。平成 22 年 7 月 30 日付けで修正済。

< 経緯 >

ふくしま海洋科学館のろ過送水のための設備として購入したものである。

< 指摘 >

本来、企画調整課の所管とされるべきものが財務課所管の固定資産として公有財産台帳に登録されていたものである。平成 22 年 7 月 30 日付けで修正されているが、台帳の管理が不十分であることを示すものである。今後台帳を作成する際は、このような誤りがないよう、電算入力結果が正しく反映されているかについて、事後確認を行うようにすべきである。

整理番号	行政財産 A129		
財産管理者	財務課		
財産名	かもしか救護舎		
所在地	安達郡大玉村玉ノ井字長久保 67 福島県鳥獣保護センター敷地内		
取得年月日	土地	該当なし	建物
			該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物
			該当なし
			工作物
			1 件 14,500 円
当初保有 目的	保護されたかもしかを収容する目的で設置した工作物(小屋)。		
現況	壁がもろくなり、大型のカモシカを収容することは危険が伴うため、カモシカの収容は行っていない。現在は鳥小屋になっており、カモシカは年間 1~2 頭保護され、管理棟内の収容スペースで保護されている。		

< 経緯 >

保護されたカモシカを収容する目的で、福島県鳥獣保護センター敷地内に設置した工作物(小屋)であるが、現状は鳥小屋として使用している。

< 指摘 >

本来、所管課である農林総務課の所管とされるべきものが財務課所管の固定資産として公有財産台帳に登録されているものである。台帳管理が不十分であることを示すものであり、本来の所管である農林総務課所管に早急に台帳を訂正する必要がある。また、今後はこのような処理誤りがないように十分留意すべきである。

整理番号	行政財産 A38
財産管理者	教育センター
財産名	教育センター
所在地	福島市瀬上町字五月田 16

整理番号	行政財産 A38			
取得年月日	土地	昭和 40 年 2 月 21 日	建物	昭和 46 年 3 月 31 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	13,465.34 m ² 677,791,300 円	建物	10,686.62 m ² 504,122,100 円
			工作物	124 件 171,048,600 円
当初保有 目的	理科教育センター用敷地として取得。 当初所管は、建築課。			
現況	教育センター(小中高の教職員の研修施設)として利用している。			
貸付先	①アサヒカルピスビバレッジ(株)(自動販売機敷地) ②東日本電信電話(株)(電話柱等)			
月額賃料	①750,925 円/年 ②1,500 円/年(×2 箇所)			
今後の見込み	教育センターの庁舎であり、今後も継続した使用を見込んでいる。			
修繕等	昭和 46 年建築で老朽化しているため、平成 22～23 年度において、本館(東棟・西棟)の耐震改修工事を予定しているが、具体的な計画はまだ作成されていない。			
利用状況 (H21 年度)	研修受講者数: 4,186 名			
利用状況 (H20 年度)	研修受講者数: 2,833 名			
コメント	年間スケジュールを確認する限り、研修日程はほぼ隙間なく予定されている。			



<経緯>

当初は理科教育センター用敷地として取得し、現在は土地建物ともに教育センター（小中高の教職員の研修施設）として使用している。

<意見>

現地調査を行ったところ、宿泊施設も含めて使用しており、利活用に関しては特に問題ないものとする。ただし、建物は老朽化しており、本館は耐震 D ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性高い）、宿泊棟は C ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性あり）であり、早急な対応が必要である。

整理番号	行政財産 A131		
財産管理者	図書館		
財産名	図書館		
所在地	福島市森合字西養山 1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 59 年 3 月 19 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 9,156.86 m ² 1,298,200,700 円
			工作物 48 件 149,498,700 円
当初保有 目的	図書館新築のため。		
現況	当初目的のとおり、図書館として利用している。 県立図書館は県内市町村立図書館（一部の町村公民館図書館を含む）、福島大学附属図書館、県立医大附属図書館とネットワークを構築している。 更に、移動図書館による図書館未設置町村への支援も実施している。		
今後の見込み	継続使用。 収蔵可能冊数は 86 万冊程度。		
修繕等	建物の老朽化による修繕工事（温冷水管、電気設備等）が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均：約 1,100 千円		
利用状況 (H21 年度)	1 日あたり来館者数：840 人		
利用状況 (H20 年度)	1 日あたり来館者数：848 人		
コメント	工作物は、電気設備や給水設備、昇降機、消火設備等		

<経緯>

土地は美術館敷地として一括管理している。建物は当初より図書館として建設して使用している。

<意見>

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 1,100 千円だが、建築後 26 年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的か

つ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

整理番号	行政財産 A132		
財産管理者	美術館		
財産名	美術館		
所在地	福島市森合字西養山 1		
取得年月日	土地	昭和 57 年 3 月 31 日	建物 昭和 59 年 3 月 19 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	60,324.16 m ² 4,152,727,200 円	建物 9,689.85 m ² 1,643,050,900 円 工作物 111 件 492,565,100 円
当初保有 目的	土地は美術館・図書館敷地のため購入した。 また、土地は国より買い入れたことにより取得した。		
現況	美術館として使用している。		
今後の見込み	今後も美術館として使用する。		
修繕等	建物の老朽化による修繕工事(空調設備、電気設備、外構設備等)が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均: 約 3,500 千円		
利用状況 (H21 年度)	年間入館者数: 61,100 人		
利用状況 (H20 年度)	年間入館者数: 89,998 人		
コメント	工作物は、駐車場や電気設備、給水・排水設備等		

< 経緯 >

県立図書館及び美術館の敷地として土地を取得し、図書館及び美術館を建設して使用している。

< 意見 >

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 3,500 千円だが、図書館と同様、建築後 26 年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

整理番号	行政財産 A133		
財産管理者	博物館		
財産名	博物館		
所在地	会津若松市城東町 8		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 61 年 4 月 1 日

整理番号	行政財産 A133		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 該当なし	建物 11,131.07 m ² 1,914,307,900 円	工作物 138 件 502,562,800 円
当初保有 目的	土地は、会津若松市より無償借入。 博物館用建物として建築。		
現況	博物館用建物として使用している。 一部をレストラン、飲料水自動販売機置場として使用許可を出している。		
貸付先	会津若松飲食業組合		
月額賃料	レストラン:410,970 円/年、自販機置場:14,769 円/年		
今後の見込み	引続き、博物館用建物として使用する。 使用許可についても、継続する予定である。		
修繕等	建物の老朽化による修繕工事(設備、屋根等)が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均:約 12,565 千円		
利用状況 (H21 年度)	年間入館者数:93,596 人		
利用状況 (H20 年度)	年間入館者数:83,275 人		
コメント	工作物は、電気設備や給水排水設備等		

<経緯>

土地は会津若松市より無償借入れしており、建物は当初より博物館用として建築、使用している。

<意見>

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 12,565 千円だが、築後 24 年を経過しており、建物の老朽化による電気設備、給水排水設備、屋根等の大規模修繕工事が必要な状況である。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。